

広島県訓令第十号

本 庁  
地 方 機 関

広島県決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
令和四年六月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県決裁規程の一部を改正する訓令

広島県決裁規程（昭和三十八年広島県訓令第三十二号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（局長、課長等の専決事項） 第八条（略） 2（略） 3 職の設置規則別表第一号の表職名の欄に掲げる経営戦略審議官、広島サミット推進審議官及び都市建築技術審議官は、局長の専決事項のうち、局長が知事の承認を得て指定するものについて専決することができる。</p>	<p>（局長、課長等の専決事項） 第八条（略） 2（略） 3 職の設置規則別表第一号の表職名の欄に掲げる経営戦略審議官及び都市建築技術審議官は、局長の専決事項のうち、局長が知事の承認を得て指定するものについて専決することができる。</p>

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。